



## 1 4 - (2) 住宅解体に係る関係業者

| 名 称             | 所 在 地                          | 連 絡 先                                |
|-----------------|--------------------------------|--------------------------------------|
| (一社) 新潟県解体工事業協会 | 〒950-0911<br>新潟市中央区笹口1丁目19番31号 | TEL 025-245-7673<br>FAX 025-245-7674 |

## 1 4 - (3) 応急仮設住宅建設可能戸数

### ○ (一社) プレハブ建築協会

[全国から関東ブロック(新潟、東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬、山梨、長野)に供給]

| 組み立てハウス<br>(ユニットハウス含む) | 1 か月以内 | 2 か月以内累計 | 3 か月以内累計 | 6 か月以内累計 |
|------------------------|--------|----------|----------|----------|
|                        | 3,000戸 | 8,100戸   | 18,000戸  | 45,000戸  |

- 注) 1 標準仕様及び標準プランに基づくこと。  
 2 各事業所、生産工場が当該災害の被害の影響がないこと。  
 3 生産資材、生産部材などの原材料、設備機器が確保されること。  
 4 生産資材、生産部材などの運搬手段が確保されること。  
 5 建設技術者、作業員が当該地域内外より確保されること。  
 6 給排水・電気・ガス設備は敷地内(団地内)の範囲とすること。  
 7 上記の建設可能戸数は、戸当たり床面積を9坪タイプとして換算したもの。

### ○ (一社) 全国木造建設事業協会

[新潟県における応急仮設木造住宅供給可能戸数]

| 1 か月以内 | 2 か月以内累計 | 3 か月以内累計 | 6 か月以内累計 |
|--------|----------|----------|----------|
| 500戸   | 1,000 戸  | 1,500 戸  | 3,000 戸  |

- 注) 1 広域災害ではなく、単県での災害状況による。  
 2 プレカット工場、建材流通店等が当該災害の被害の影響がないこと。  
 3 建築大工等の宿泊施設が確保されていること(被害状況による)

## 1 4 - (4) 応急仮設住宅建設業者

| 名 称             | 所 在 地                                     | 連 絡 先                                |
|-----------------|---|--------------------------------------|
| (一社) プレハブ建築協会   | 〒102-0083<br>東京都千代田区麹町2-14-2              | TEL 03-5280-3123<br>FAX 03-5280-3127 |
| (一社) 全国木造建設事業協会 | 【第1連絡先】<br>〒104-0032<br>東京都中央区八丁堀3-4-10   | TEL 03-5440-6678<br>FAX 03-5540-6679 |
|                 | 【第2連絡先】<br>〒169-8650<br>東京都新宿区西早稲田2-21-16 | TEL 03-3220-6221<br>FAX 03-3209-0538 |

## 新潟県被災宅地危険度判定実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市町村において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震、降雨等の災害（以下「大地震等という。」）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を防止し、又は軽減し、もって住民の安全の確保を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- (2) 危険度判定 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から、危険度を分類することをいう。
- (3) 危険度判定実施本部 危険度判定を実施するために、被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。
- (4) 危険度判定支援本部 被災した市町村の実施する危険度判定活動を支援するために、県の災害対策本部に設置する組織をいう。
- (5) 宅地判定士 危険度判定を実施する能力を有する者として、新潟県被災宅地危険度判定士認定登録要綱（以下「認定登録要綱」という。）に基づき知事が認定登録し、被災宅地危険度判定士名簿（以下「宅地判定士名簿」という。）に登録した者、又は被災宅地危険度判定連絡協議会会長が認定登録し、宅地判定士名簿に登録した者をいう。

### (県の事前準備)

- 第3条 県は、危険度判定の実施に関する事項について、県内の市町村及び関係団体等と協議し、調整に努める。
- 2 県は、市町村の協力を得て、危険度判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努める。
  - 3 県は、認定登録要綱に基づき宅地判定士の認定登録及び更新登録に関する事務を行う。
  - 4 県は、国、他の都道府県及び関係団体等と連携して、危険度判定の円滑な実施のための体制の整備を行う。
  - 5 県は、危険度判定制度について、住民に周知させるため必要な措置を講じる。

### (市町村の事前準備)

- 第4条 市町村は、危険度判定の実施に関する事項について、県と協議し、調整に努める。
- 2 市町村は、危険度判定の円滑な実施のため、体制の整備を行う。
  - 3 市町村は、危険度判定制度について、住民に周知させるため必要な措置を講じる。

### (宅地判定士の事前準備)

- 第5条 宅地判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努める。
- 2 宅地判定士は、危険度判定の円滑な実施のため、県及び市町村が行う体制整備に協力するよう努める。

## 14-(5)

### (危険度判定の実施)

第6条 市町村長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。

2 市町村長は、危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。

3 市町村長は、危険度判定の実施のための支援を知事に要請することができる。

4 知事は、市町村長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、支援措置を講じる。

5 市町村長は、宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。

6 被災の規模等により市町村が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事は、危険度判定の実施に関して必要な措置を講じる。

### (判定結果の表示等)

第7条 市町村長は、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。

2 前項の規定による危険度判定結果の表示は、被災宅地危険度判定連絡協議会の定める手引きによる。

### (他の都道府県等に対する支援要請)

第8条 知事は、市町村長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県知事等に対し危険度判定の実施のために支援を要請することができる。

### (資機材の調達及び備蓄)

第9条 県、市町村及び関係団体等は、危険度判定用資機材の調達及び備蓄に努める。

### (他の都道府県に対する支援)

第10条 知事は、国土交通省又は他の都道府県知事から危険度判定の実施のための支援要請があった場合は、宅地判定士の派遣等、支援措置を講じる。

### (宅地判定士名簿)

第11条 知事は、宅地判定士名簿を調製し、保管する。

### (委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成15年3月24日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年6月8日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和7年8月8日から施行する。



## ■令和7年度(2025年度)新潟県被災宅地危険度判定連絡協議会 会員名簿

2025年4月1日現在

| 自治体名 | ●責任者(協議会の構成員となる職員) |    | ●連絡担当者(事務担当職員)所属 |              |              | 所在地      |                                    |
|------|--------------------|----|------------------|--------------|--------------|----------|------------------------------------|
|      | 所 属                | 職名 | 所 属              | TEL(半角数字)    | FAX(半角数字)    | 〒        | 所 在 地                              |
| 新潟県  | 土木部都市局 都市政策課       | 課長 | 広域都市政策班          | 025-280-5428 | 025-285-0624 | 950-8570 | 新潟市中央区新光町4-1                       |
| 新潟市  | 都市政策部 まちづくり推進課     | 課長 | 市街地整備担当          | 025-226-2707 | 025-229-5150 | 951-8554 | 新潟市中央区古町通7番町1010                   |
| 長岡市  | 都市整備部 建築・開発審査課     | 課長 | 建築・開発審査課 開発審査班   | 0258-39-2226 | 0258-39-2270 | 940-0062 | 長岡市大手通2丁目6番地<br>フェニックス大手イースト 大手通庁舎 |
| 上越市  | 都市整備部              | 参事 | 都市整備課 計画係        | 025-520-5763 | 025-526-6112 | 943-8601 | 上越市木田1-1-3                         |
| 新発田市 | 地域整備課              | 課長 | 地域整備課 都市計画係      | 0254-26-3556 | 0254-26-3559 | 957-8686 | 新発田市中央町3-3-3                       |
| 柏崎市  | 都市整備部 都市計画課        | 課長 | 街路公園係            | 0257-21-2298 | 0257-23-5116 | 945-8511 | 柏崎市日石町2-1                          |
| 十日町市 | 建設部 都市計画課          | 課長 | 都市計画課            | 025-757-9937 | 025-752-4635 | 948-8501 | 十日町市千歳町3-3                         |
| 三条市  | 建設部 建設課            | 課長 | 計画整備係            | 0256-34-5511 | 0256-32-6677 | 955-8686 | 三条市旭町2-3-1                         |
| 小千谷市 | 建設課                | 課長 | 都市整備室 都市整備係      | 0258-83-3514 | 0258-83-2789 | 947-8501 | 小千谷市内2-7-5                         |
| 加茂市  | 建設課                | 課長 | 都市計画係            | 0256-52-0080 | 0256-53-4690 | 959-1392 | 加茂市幸町2-3-5                         |
| 見附市  | 都市環境課              | 課長 | 都市政策室 都市・住宅政策係   | 0258-62-1700 | 0258-62-7062 | 954-8686 | 見附市昭和町2-1-1                        |
| 村上市  | 都市計画課              | 課長 | 都市計画課 都市政策室      | 0254-53-2111 | 0254-53-3840 | 958-8501 | 村上市三之町1-1                          |
| 燕市   | 都市整備部 都市計画課        | 課長 | 都市計画係            | 0256-77-8263 | 0256-92-2118 | 959-0295 | 燕市吉田西太田1934番地                      |
| 糸魚川市 | 産業部 建設課            | 課長 | 土木係              | 025-552-1511 | 025-552-8477 | 941-8501 | 糸魚川市一の宮1-2-5                       |
| 妙高市  | 建設課                | 課長 | 建設・雪水対策G         | 0255-74-0023 | 0255-73-8206 | 944-8686 | 妙高市栄町5-1                           |
| 五泉市  | 総務課                | 課長 | 防災係              | 0250-43-3911 | 0250-42-5151 | 959-1692 | 五泉市太田1094-1                        |
| 阿賀野市 | 産業建設部 建設課          | 課長 | 都市計画建築係          | 0250-61-2480 | 0250-61-2037 | 959-2092 | 阿賀野市岡山町10-15                       |
| 佐渡市  | 建設部 建設課            | 課長 | 建設部 建設課 建設係      | 0259-63-5118 | 0259-63-3765 | 952-1292 | 佐渡市千種232番地                         |
| 魚沼市  | 産業経済部 都市整備課        | 課長 | 都市整備係            | 025-793-7991 | 025-793-1016 | 946-8601 | 魚沼市小出島910番地                        |
| 南魚沼市 | 建設部 都市計画課          | 課長 | 施設班              | 025-773-6662 | 025-772-8659 | 949-6696 | 南魚沼市六日町180-1                       |
| 胎内市  | 地域整備課              | 課長 | 都市計画建築係          | 0254-43-0306 | 0254-43-4179 | 959-2693 | 胎内市新和町2-10                         |
| 聖籠町  | ふるさと整備課            | 課長 | ふるさと整備課          | 0254-27-2111 | 0254-27-2119 | 957-0192 | 北蒲原郡聖籠町<br>大字諏訪山1635-4             |
| 弥彦村  | 産業部 防災むらづくり課       | 課長 | 防災むらづくり課         | 0256-94-1022 | 0256-94-1024 | 959-0392 | 西蒲原郡弥彦村大字矢作402                     |
| 田上町  | 地域整備課              | 課長 | 施設整備係            | 0256-57-6223 | 0256-57-3112 | 959-1503 | 南蒲原郡田上町<br>大字原ヶ崎新田3070             |
| 阿賀町  | 建設課                | 課長 | 建設課              | 0254-92-5765 | 0254-92-5479 | 959-4495 | 東蒲原郡阿賀町津川580                       |
| 出雲崎町 | 建設課                | 課長 | 建設課              | 0258-78-2296 | 0258-41-7322 | 949-4392 | 三島郡出雲崎町大字川西140                     |
| 湯沢町  | 地域整備部 建設課          | 課長 | 建設整備係            | 025-784-4852 | 025-780-6072 | 949-6192 | 南魚沼郡湯沢町大字神立300                     |
| 津南町  | 総務課                | 課長 | 総務課              | 025-765-3112 | 025-765-4625 | 949-8292 | 中魚沼郡津南町大字下船渡戊585                   |
| 刈羽村  | 総務課                | 課長 | 総務課              | 0257-45-3912 | 0257-45-2818 | 945-0397 | 刈羽郡刈羽村大字割町新田215-1                  |
| 関川村  | 建設課                | 課長 | 建設課              | 0254-64-1479 | 0254-64-0079 | 959-3292 | 岩船郡関川村下関912                        |
| 粟島浦村 | 産業振興課              | 課長 | 産業振興課            | 0254-55-2111 | 0254-55-2159 | 958-0061 | 岩船郡粟島浦村<br>字日ノ見山1513-11            |